

障第316号
令和2年5月22日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害福祉サービス事業所等へのマスクの配布について

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、岐阜県は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置等が解除されたところですが、各福祉施設での感染予防対策には、引き続き徹底して取り組む必要があります。

そのため、岐阜県では、感染リスクが高い環境の中で働く福祉施設の従業者の方を支援するとともに、福祉施設における更なる感染拡大防止を図るため、これまで企業等から県に寄贈いただいたマスク（使い捨て不織布）を、県内障害福祉サービス事業所等へ市町村を通じて配布させていただくこととしました。

については、下記のとおり貴事業所が所在する市町村に、マスクを受け取りに行ってくださいよう、お願いいたします（なお、市町村によっては、各事業所へ直接配送される場合がございますので、下記にご注意ください）。

記

1 配布マスク数量

1事業所あたり100枚

※多機能型事業所等は1事業所としております。

（別添「配布先リスト」に記載の「連番」単位で配布いたします。）

2 配布先事業所

別添「配布先リスト」により配布いたします。

<配布先リスト（R2.5.1現在）>

○入所・居住系

障害者支援施設、共同生活援助、障害児入所施設

○通所・短期入所系

障害福祉サービス事業者（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援、療養介護）、短期入所（単独型・併設型に限る。）、障害児通所支援事業所

○訪問系

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

○相談系

一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援

○その他

自立生活援助

○基準該当事業所

3 配布方法

- ・ 県から市町村へ順次、マスクの配布を行っており、現時点で、別添「市町村配布一覧」に記載の市町村において配布準備が整っております。
- ・ 各事業所におかれては、「配布先リスト」で対象事業等をご確認いただき、「市町村配布一覧」にて市町村の対応状況をご確認の上、市町村へ受け取りに行ってください。
- ・ なお、市町村によっては、各事業者へ直接配送される場合もございますので、併せて「市町村配布一覧」にてご確認願います。
- ・ 「市町村配布一覧」は配布準備が整い次第、県にて随時更新し、事業所あてメールにて連絡させていただきます。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	森
電 話	058-272-1111 内 2686・2615		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		